

川崎市議会議員の費用弁償に関する要領

第1条 この要領は、川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号。以下「条例」という。

）第7条の規定による費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第7条第2項の交通機関とは、鉄道及び路線バスとする。

第3条 条例第7条第2項の経路の認定の基準は、当該経路が川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）第3条の順路に準じていることとする。

第4条 議会議員は、その任期が開始した場合及び議会議長が認めた経路に変更がある場合には、速やかに費用弁償に係る交通経路登録書（別記様式）を議会議長に提出するものとする。

第5条 条例第7条第2項の経路の認定は、議員の任期が開始した場合には当該任期の開始の日、経路の変更があった場合には当該変更のあった日に認めたものとして、同項の規定を適用する。ただし、前条の規定による提出が当該変更の日以後に行われた場合で、その変更に伴う費用弁償の額が現在認定を受けている費用弁償の額を超えると見込まれるときは、同条の規定による提出の日を認めたものとして、条例第7条第2項の規定を適用する。

第6条 条例第7条第3項の費用弁償の支給日は、翌月10日とし、その月分の合算額を支給する。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を支給日とする。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

川崎市議会議長 様

費用弁償に係る交通経路登録書

区 分	新 規 ・ 変 更				
会 派					
議員氏名					
住 所					
事由発生 年 月 日					
経 路		路 線	区 間	距 離	片道運賃
	1		～	km	円
	2		～	km	円
	3		～	km	円
	4		～	km	円

* 自宅からの片道経路をご記入ください。

(参考) 費用弁償額	円
------------	---